

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	履行場所	履行期間
R8-S-0526	自衛隊の体育練成等に係る調査研究	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和9年3月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和8年9月16日(水) （10：30）
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、
暴力団排除に関する特約条項
装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項
11. その他
(1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
(2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
(3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
(4) 入札に関する条件 仕様書2.5.1 a)～c)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6.2.1 a)～c)定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること
(提出期限：令和8年 8月 24日 (月) 12：00 必要に応じ追加資料の提出を求める
(5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、

「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 9月 14日（月）までに、下記担当者必着分を有効とする。

- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1（庁舎A棟10階）※顔写真付の身分証明書を
持参すること。

受付時間 9：30～18：15（12：00～13：00までの間を除く）

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼

添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 柴崎 電話 03-3268-3111 内線20824

仕 様 書		
件名	自衛隊の体育練成等に係る調査研究	作成年月日
		令和８年７月２９日
		人事教育局人材育成課

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、自衛隊の体育練成等に係る調査研究（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を構成するものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版を適用する。

なお、引用文書が定める事項がこの仕様書の内容と異なる場合は、この仕様書の内容が優先する。

- a) 「著作権法」（昭和４５年法律第４８号）
- b) 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成１２年法律第１００号）
- c) 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和８年２月３日閣議決定）
- d) 「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（調達）」（防装庁（事）第１３７号。４．３．３１。以下「情報セキュリティ調達」という。）

2 本役務に関する要求

2.1 契約期間

契約日から令和９年３月３１日（水）までとする。

2.2 目的

近年、気候変動の影響による厳しい教育訓練環境、少子化による自衛官の厳しい募集状況、必ずしも高度な身体能力を要しないサイバーセキュリティ等任務の増加、自衛官の定年退官の引き上げ等を受けて、個々の自衛官に求められる基礎体力やそれを確保するための環境の在り方を見直すことが求められている。

このため、本役務においては、毎年入隊してくる自衛隊の新隊員及び定年退官を控えた５０歳以上の准尉・曹たる自衛官を対象として、過去に前例のない気候変動、募集状況及び新たな任務特性等を踏まえた上で、現実的に求めるべき基礎体力と体育環境について検討（以下「本事業」という。）する官側への支援を要求するものとする。

2.3 実施要領

2.3.1 実施計画書の作成

- a) 契約相手方は、契約後速やかに実施計画書を作成し、人事教育局人材育成課（以下、「調達要求元」という。）に提示し、承認を受ける。
- b) 実施計画書には次の各号の項目を含むものとする。
 - 1) 実施体制
 - 2) スケジュール
 - 3) 調査研究の方法
 - 4) その他必要な事項

2.3.2 調査研究の実施

2.3.2.1 諸外国の軍隊において個々の軍人に求める基礎体力の調査

- a) 米国及び欧州の任意に抽出した複数国の軍隊において、各軍種の多様な職域の軍人に求める基礎体力を調査及び整理する。
- b) 前項の基礎体力を確保するための体育環境を調査及び整理する。
- c) 前2項において、近年の気候変動、募集状況、新たな任務特性等のため生じる変化により体育の練成要領等及び体育環境に与えた影響を調査、分析及び評価する。
- d) 官側が指定する在日米軍関係者へのヒアリングを実施する。

2.3.2.2 市場における体力管理支援器材の調査

- a) 次に示す運動能力をトレーニングする上で、体育において使用することに適した市場の体育管理支援器材を調査、分析及び評価する。
筋力、筋持久力、柔軟性、敏捷性、瞬発力、全身持久力、平衡性、巧緻性
- b) 入隊1年目及び50歳以上の自衛官が体育を効果的に実施する上で導入すべき体育の練成要領等を調査、分析及び評価する。
- c) 前2項を実施するために官側が指定する企業にヒアリングを実施する。

2.3.2.3 暑熱環境下における適切な運動管理要領（水分摂取、休憩時間及び服装の基準を含む。）の作成

- a) 運動能力の乏しい者、20代、30代、40代及び50代の自衛官が体育を効果的に実施する上で導入すべき運動管理要領の基準を作成する。
- b) （a項の比較として）レンジャー隊員がレンジャー教育を効果的に実施する上で導入すべき水分摂取の基準を作成する。
- c) 前2項を実施するために官側が指定する自衛隊員にヒアリングを実施する。

2.4 役務報告

2.4.1 調査研究報告書の作成

- a) 契約相手方は、納期までに調査研究の結果をまとめた調査研究報告書を作成する。
- b) 作成開始の前に目次構成について調達要求元の承認を受ける。

- c) 報告会の2週間以上前に、調査研究報告書の案を調達要求元に提示し、調達要求元の確認を受ける。
- d) 調査研究報告書の作成に当たっては、次の各号のとおりとする。
 - 1) 引用した資料の出典、情報源等を明記する。
 - 2) 調査結果の数式、数値、表、グラフ、フロー図等、全ての内容を含めるものとする。ただし、引用の制限、ページ数の分量等の関係で全ての内容を含めることが現実的でない場合、当該内容の引用元となる資料名及び当該資料の入手方法を示すことで替えるものとする。
 - 3) 調査研究報告書の電子ファイルに含める数式、表、グラフ、フロー図等は全て参考文献の内容をそのまま引用する場合を除き、当該電子ファイル上で編集可能とする。ただし、数式、図等の作成に当たって特殊なソフトウェアを使用する場合、あらかじめ調達要求元の承認を受ける。

2.4.2 報告会の実施

a) 進捗状況報告

契約相手方は、月1回を基準として、本役務の進捗状況について調達要求元に報告して必要な調整を行う。

b) 中間報告会

契約相手方は令和8年12月中を目途に中間報告会を実施し、じ後の方向性について確認を受けるものとする。実施時期は実施計画書によるほか、細部日程等については、調査要求元と調整するものとする。中間報告の内容は、次期事業の実施可能性について判定できる程度とする。

c) 最終報告会

契約相手方は、調査研究報告書の納入に先立ち、最終報告会を実施するものとする。実施時期は実施計画によるほか、細部日程等については、調達要求元と調整するものとする。

2.5 実施体制

2.5.1 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

- a) 履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい契約を履行する業務に従事する個人（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
- b) 前記 a)の業務従事者が、本契約を履行するために必要な経歴、資格、業績等を有すること。
- c) 上記 a)の業務従事者が、前記 b)に掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母国及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
- d) 前記 c)の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業

務所要に対応できる体制にあること。

- e) 官側から意見交換を求められた際は、それに対応できる体制を確保すること。

2.5.2 第三者に係る取扱い

- a) 契約の相手方は、この役務に第三者に従事させる必要がある場合には、あらかじめ、当該第三者の事業者名等を届け出た上で、官側の承認を得るものとし、当該者に契約の相手方と同様の保全の約定をさせること。
- b) 契約の相手方は、本契約の履行に当たり知り得た知識を第三者に漏えい又は他に転用しないこと。

3 監督・検査

支出負担行為担当官が定める「監督及び検査実施要領」に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

提出書類は、表 1 による。

表 1－提出書類

番号	書類名	提出時期	媒体
1	実施計画書	契約後、速やかに	電子媒体（メールで送付）

4.2 納入品

納入品及び納入場所は、表 2 による。なお、納入品の納入媒体の中に、表 1 の提出書類の電子データも収めるものとする。

表 2－納入品

番号	書類名	媒体
1	調査研究報告書	書面 1 部及び電子媒体（メールで添付）

※ 提出書類は、Microsoft Office 及び PDF 形式を用いて作成し、作成したファイルを官側が指定するメールアドレスにて提出すること。

4.3 提出場所

東京都新宿区市谷本村町 5－1 防衛省人事教育局人材育成課

5 著作権等

著作権その他の権利は、別紙のとおり取り扱うこと。

6 その他

6.1 検査

検査は、この仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

6.2 情報の管理等

6.2.1 体制の確保

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。

- a) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取扱うものとする。）として取扱われることを保障する履行体制
- b) 保護すべき情報等について、官側の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制をとること。
- c) 保護すべき情報等について、官側が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して、指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制をとること。

6.2.2 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した情報の取扱い

- a) 契約の相手方は、6.2.1に述べる事項等の情報セキュリティが侵害され又は侵害されるおそれが発生した場合には、遅滞することなく、直ちに報告すること。
- b) 業務の遂行において契約の相手方の情報セキュリティ対策の履行が不十分であると官側が認めた場合は、契約の相手方は官側の求めに応じ協議を行い、両方で合意の上で、改善を図ること。
- c) 契約の相手方は、本役務の履行に当たって、以下の事項について遵守すること。契約の相手方は、知り得た保護情報の取扱いに当たっては、「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）」に基づき、適切に管理する。細部については、表3のとおりとする。

表 3 保護すべき情報

番号	保護すべき情報	保護すべき情報の 詳細	企業で取り扱う際の 留意事項	備考
1	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	—

6.3 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の遵守

本調達物品等は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和 8 年 2 月 3 日閣議決定）の基準を満たすものであること。また、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6.4 疑義事項

この仕様書の内容について疑義を生じた場合は、契約担当官等と協議するものとする。

6.5 仕様書に定めのない事項

この仕様書に定めのない事項について、官側から契約相手方に対し、要望があった場合には、官側と契約相手方との協議の上、必要に応じて契約相手方からの支援を受けられるものとする。

6.6 資料の貸与

契約の相手方は、本役務の実施にあたり必要な官側の保有する資料等について、官側の許可を得た上で、閲覧又は貸与を受けることができる。官側が保有する資料の閲覧又は貸与を受ける場合は、取扱いに留意し、法令及び関連規則に従い、官側が指定する条件を遵守すること。

著作権その他の権利

- 1 契約の相手方は、報告書等を作成する場合は、第三者が有する著作権等を侵害することのないよう、必要な処置を講ずること。
- 2 この契約において作成した報告書等が第三者の権利を侵害しているとして、官側に対して、第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用にて当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用、その他の費用を含む損害賠償責任は全て契約の相手方が負担すること。
- 3 この契約において創作され納入物となる報告書等の著作物において著作権等が発生する場合、その権利は次によること。ただし、官側は納入された著作物を自ら利用するために必要と認められる範囲において、翻案、複製及び貸与することができる。
 - (1) 契約の相手方が従来から有していた著作権等は、契約の相手方に留保される（以下「留保著作権等」という。）。
 - (2) 契約の相手方は、この契約で新たに契約の相手方が著作した報告書等の著作権を官側に譲渡することとし、報告書等の納入時に**属紙第1**「報告書等に関する著作権譲渡証明書」を作成し、提出すること。
 - (3) 契約の相手方は、提出書類及び納入品に関し、著作権法に規定する著作者人格権を行使しないこととし、報告書等の納入時に**属紙第2**「報告書等に関する著作者人格権不行使証書」を作成し、提出すること。
 - (4) 契約の相手方は、報告書等に関する著作権等の留保を主張する場合は「報告書等に関する著作権譲渡証明書」の附属書として**属紙第3**「報告書等に関する留保著作権等内訳書」を作成し、提出すること。契約の相手方は、提出後速やかに留保部分について官側と協議を行った上で、確認を受けること。また、確認を受けた留保部分に関する詳細資料を官側に提出すること。
- 4 契約の相手方は、著作権等の帰属等に関し疑義が発生した場合は、その都度官側と協議して解決すること。また、協議において取決めを行った場合、契約の相手方は、取り決めた文書を速やかに官側に提出し、確認を受けること。

報告書等に関する著作権譲渡証明書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書等に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）を令和 年 月 日に甲に対して譲渡したことに相違ありませんので、本証明書を提出いたします。ただし、甲及び乙の協議の下、乙への留保が認められた著作権は除くものといたします。

報告書等に関する著作者人格権不行使証書

令和 年 月 日

甲

殿

乙 住 所
会 社 名
代表者名

統制番号 (調達要求番号)			
品名			
契約金額		納入先部隊等名 (納入場所)	
数量・単位			
単価		契約番号及び年月日	

乙は、上記契約により作成した報告書等に関する著作者人格権（著作権法（昭和 4 5 年法律第 4 8 号）第 1 8 条から第 2 0 条に定める全ての権利を含む。）を行使しないことを約束し、本証書を提出いたします。

なお、著作者人格権を行使しようとする場合には、甲の承認を得るものとします。

附属書

報告書等に関する留保著作権等内訳書

報告書等に関する著作権譲渡証明書のただし書により，乙に留保される著作権等の内訳は，次のとおりです。

該当範囲	
該当箇所	
理由	

別記様式第 1（第 2 項関係）

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号									
	調 達 要 求 番 号									
	調 達 要 求 年 月 日									
	作 成 部 課	人事教育局人材育成課								
	作 成 年 月	令和 8 年 7 月 2 9 日								
品 名	自衛隊の体育練成等に係る調査研究									
仕 様 書 番 号										
1 保護すべき情報の管理 契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。 2 保護すべき情報として指定された情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後の具体的政策・運用構想</td><td>防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報</td><td>官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。</td><td></td></tr> </tbody> </table> 3 特記事項			保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考	今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。	
保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備 考							
今後の具体的政策・運用構想	防衛省における今後の具体的政策や自衛隊の運用構想の検討に関する情報	官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推される場合には保護の対象とする。								